

# ～通所リハビリテーションの指定基準等について～

## 1 業務内容

通所リハビリテーションとは、居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）を介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいいます（法第8条第8項）。

## 2 通所リハビリテーションの指定

介護保険制度のもとで通所リハビリテーション事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅サービス事業等及び指定介護予防サービス等に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

## 3 通所リハビリテーションの指定基準

### 【人員基準】

- 医師
  - ・ 常勤専任の医師を1人以上配置すること
- 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員
  - ・ 利用者数が10人以下の場合、単位ごとに、提供時間を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たるものを1人以上配置すること
  - ・ 利用者数が10人を超える場合、単位ごとに、提供時間を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たるものを、利用者の数を10で除した数以上配置すること
  - ・ うち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を利用者100人につき1人以上配置すること
  - ・ 診療所にあつては、理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師を常勤換算方法で0.1以上配置すること。

### 【設備基準】

- 専用の部屋等
  - ・ 指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。
  - ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。